

## 弔意規程

制定 2011年9月20日

改正 2013年7月26日

改正 2023年12月19日

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」と言う。）に本支部会員の弔事に係る連絡があった場合、本支部が弔意を表すことに関し必要な事項を定める。

### (運用)

第2条 運用は次による。

1. 会員が死亡したときは、弔電、又は弔文を供える。
2. 本支部の発展に貢献したと認める会員が死亡したときは、1.に規定するもののほか、生花を供する等につき、その都度支部長が決定する。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

### 附則

この規程は 2011年9月20日より施行する。

この規程は 2013年7月26日より施行する。

この規程は 2024年1月1日より施行する。

(規程管理責任者：総務委員会委員長)